

すべり台の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 49 產第 9822号・昭和49年12月28日

通商産業大臣改正承認 56 產第 301 号・昭和56年 2月27日

製品安全協会

家庭用体育器具(すべり台)専門部会専門委員名簿

(委員は50音順)

氏名	所属
(部会長) 知久篤	日本大学
(委員) 伊藤康江	消費科学連合会
大藪勝隆	有限会社豊国工作所
甲斐麗子	主婦連合会
川島霞子	全国地域婦人団体連絡協議会
北川隆史	北川木工株式会社
小牟田陽一	製品安全協会
澤田文男	澤田工業株式会社
志摩達夫	株式会社西友ストア
芹沢新八郎	株式会社セリザワ
高岡林	栃木乗物工業株式会社
田村尹行	通商産業省工業技術院標準部繊維化学規格課
西堀雄三	全国児童乗物団体連合会
野口昌吾	通商産業省産業政策局消費経済課
福増久子	財団法人日本消費者協会
松岡寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
三島克己	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
水野哲	通商産業省生活産業局文化用品課

(事務局) 製品安全協会

すべり台の認定基準及び基準確認方法

1. 基 準 の 目 的

この基準は、組立可搬式のすべり台の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適 用 範 囲

この基準は、主として一般家庭で幼児が使用する組立可搬式のすべり台（以下、すべり台という。）について適用する。

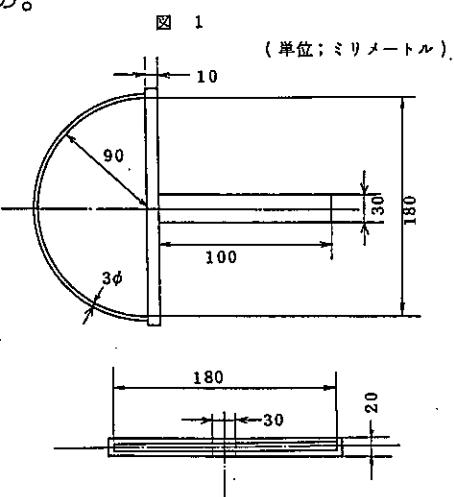
なお、ここでいう幼児とは、標準として2才児から6才児までをいう。

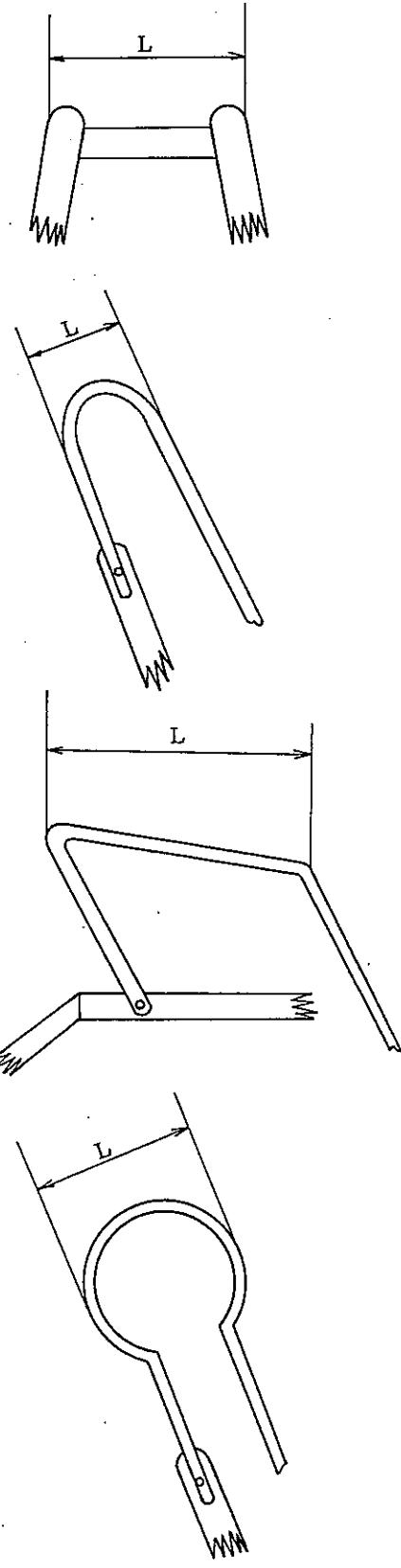
3. 安 全 性 品 質

すべり台の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. すべり台の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) すべり台は、次の部分から構成されていること。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) はしご(b) おどり場(c) おどり場わく(d) おどり場手すり(e) 滑走面(f) 滑走面手すり <p>ただし、はしご及び滑走面は、各々1つに限る。</p> <p>(2) 組立ては簡単で、正常な方法によって組立てたすべり台各部には、き裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著し</p>	<p>(1) 目視により確認すること。</p> <p>(2) 製品に添付する取扱説明書によって組立てた後、水平、平らんな面に静置し（以下、同様とする。），目視、操作等により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>く突出していないこと。</p> <p>(4) はしご柱、おどり場、おどり場手すり、中柱、滑走面及び滑走面手すりの上面並びに上端部は、使用時にひも等が引っ掛からない形状であること。</p>	<p>(4) 図1に示すように、半円形の部分が半径約90ミリメートルで線径約3ミリメートルの金属製の器具をはしご柱、おどり場、おどり場手すり、中柱、滑走面及び滑走面手すりの上面並びに上端部に当て、取っ手は測定する各々の箇所に対して平行に保持し、約500グラムの力で引っ張ったとき、金属製の線が外れることを目視により確認すること。</p> <p>また、各箇所の引張り方向は以下のとおりとする。</p> <p>(a) 昇降方向</p> <p>(i) はしご柱（ただし、はしご柱がおどり場上面より突出しているものにあっては滑走方向も行う。）</p> <p>(b) 滑走方向（おどり場から着地面方向）</p> <p>(i) おどり場 (ii) おどり場手すり (iii) 中柱 (iv) 滑走面 (v) 滑走面手すり</p> <p>(c) 横（左右）方向</p> <p>図2に示すようにおどり場手すりの最小前後長さ（L）が180ミリメートル未満のも。</p>



項 目	認定基準	基準確認方法
		<p data-bbox="1017 316 1092 350">図 2</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5)(a) 着地板を有するものにあっては、使用時に滑走面と着地板が確實に固定されており、がたつきがないこと。ただし、着地板に軟質材料（発泡ポリエチレン等）を使用したものにあってはこの限りではない。</p> <p>また、以下の着地板及び着地板手すりの規定については、着地板及び着地板手すりを有するものに適合する。</p> <p>(b) 滑走面又は着地板の前縁地上高さは、30ミリメートル以下であること。</p> <p>(6) 使用時に人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ぱり等がないこと。</p> <p>(7) はしご以外にはしごとして登れるような構造物がないこと。</p> <p>(8) すべり台には、飾り玉などの小物体が付いていないこと。</p> <p>(9) おどり場、滑走面、滑走面手すり、着地板及び着地板手すりの上面並びに滑走面手すり、着地板手すりの側面にはくぎ、木ねじ類が使用されてい</p>	<p>(5)(a) 目視、操作等により確認すること。</p> <p>(b) スケール等により確認すること。</p> <p>(6) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(7) 目視により確認すること。</p> <p>(8) 目視により確認すること。</p> <p>(9) 目視、触感、スケール等により確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>ないこと。ただし、(9)(a) (b)項に規定する各項目にあってはこの限りではない。</p> <p>(a) おどり場、滑走面、着地板の内側にくぎ、木ねじ類が使用されているものにあっては、くぎ、木ねじ類の頭部は、2ミリメートル以上埋め込まれていること。</p> <p>また、補助板等を固定するための止め具に木ねじを使用しても差し支えないものとする。</p> <p>(b) 滑走面手すり又は着地板手すりの外側面に折り畳み金具等を固定するために止め具を使用しているものにあっては、滑走面手すり又は着地板手すり上面からその止め具の上端までの距離及び固定部の折り畳み金具端末までの距離は、30ミリメートル以上であること。</p> <p>(10) はしご踏み板及びおどり場は、水平であること。</p> <p>(11) 使用時に手、指等が触れる部分には、6ミリメートル以上13ミリメートル未満のすき間がないこと。ただし、すき間の一方が開放端になってい</p>	<p>(10) 目視等により確認すること。</p> <p>(11) 目視、触感、スケール等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>るすき間は除く。</p> <p>また、滑走面手すりに補助手すりが取り付けられているものにあっては、補助手すりにすき間がなく、取付け部のすき間は2ミリメートル以下であり、縁部は丸みがあること。</p> <p>(12) はしご下端部を10キログラムの力ですべり台の前後方向に水平に押したとき及び引っ張ったとき、使用時に手、指等が触れる部分には、6ミリメートル以上13ミリメートル未満のすき間がないこと。</p>	<p>(12) 滑走面の先端部又は着地板の先端部を固定した後、無負荷時(0キログラム)から10キログラムまでの範囲内の力で押したとき及び引いたときに生じるすき間をスケール等により確認すること。ただし、手、指等が触れる部分とは、以下のような個所をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) はしご柱とおどり場わくとの接合部。 (b) おどり場と滑走面との接合部。 (c) おどり場わくと滑走面手すりとの接合部。 (d) 滑走面と着地板との接合部(手すりも含む)。
	<p>(13) おどり場の前後方向の長さは、100ミリメートル以上であること。</p> <p>(14) おどり場手すりの前後の長さは、おどり場の前後の長さを満たす大きさであり、おどり場中央上面からおどり場手すり上面までの高さは表1に適合していること。</p>	<p>(13) スケール等により確認すること。</p> <p>(14) 図3、図4又は図5に示す部分をスケール等により確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法						
	<p>表 1 (単位:ミリメートル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>おどり場前後方向の長さ</th><th>おどり場手すりの高さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200未満</td><td>400 プラス 50 マイナス</td></tr> <tr> <td>200以上</td><td>300 プラス 50 マイナス</td></tr> </tbody> </table>	おどり場前後方向の長さ	おどり場手すりの高さ	200未満	400 プラス 50 マイナス	200以上	300 プラス 50 マイナス	<p>図 3</p> <p>おどり場手すりの前後の長さ (満たしている大きさ)</p> <p>図 4</p> <p>おどり場手すりの前後の長さ (満たしている大きさ)</p> <p>図 3 と図 4 の右側に、'おどり場中央上面からおどり場手すり上面までの高さ' と書かれた線が示されています。</p> <p>おどり場中央上面からおどり場手すり上面までの高さ</p>
おどり場前後方向の長さ	おどり場手すりの高さ							
200未満	400 プラス 50 マイナス							
200以上	300 プラス 50 マイナス							

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
		<p>図 5</p> <p>おどり場手すりの前後の長さ (満たしている大きさ)</p> <p>おどり場中央上面からおどり場手すり上面までの高さ</p> <p>おどり場の前後の長さ</p> <p>(15) おどり場の左右には、足部がずれ落ちるのを防ぐためのわくを有しておあり、おどり場中央上面からわく上面までの高さは50ミリメートル以上であること。</p> <p>(15) スケール等により確認すること。</p> <p>図 6</p> <p>おどり場の前後の長さ</p> <p>わくの高さ</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(16) おどり場の最大地上高さは、900ミリメートル以下であること。</p> <p>(17) 滑走面の幅は、300ミリメートル以上であること。</p> <p>(18) 滑走面と地面との角度は、35度以下であること。</p> <p>(19) 滑走面の手すりの高さは、60ミリメートル以上であること。</p> <p>(20) はしごと地面との角度は、60度から70度の範囲内であること。</p> <p>(21) はしご踏み板の間隔は、200ミリメートル以下であること。</p>	<p>図 7</p> <p>(16) スケール等により確認すること。</p> <p>(17) スケール等により確認すること。</p> <p>(18) スケール等により確認すること。</p> <p>(19) スケール等により確認すること。</p> <p>(20) スケール等により確認すること。</p> <p>(21) 図8に示す寸法をスケール等により確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
		<p>図 8</p>
2. 安定性	<p>(22) はしご踏み板の幅は、55ミリメートル以上であること。</p> <p>2. すべり台の側面部を5キログラムの力で引いたとき、接地部が浮き上がらないこと。</p>	<p>② スケール等により確認すること。</p> <p>2. 引く側の接地部に滑り止めを施した後、おどり場最大地上高さの2分の1の位置の側面部を側面部に直角に5キログラムの力で引き、接地部が浮き上がらないことを確認すること。</p>
3. 耐荷重	<p>3. すべり台の耐荷重は、次のとおりとする。</p> <p>(1) はしご各踏み板及びおどり場に60キログラムの力を加えたとき、すべり台各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 滑走面に60キログラムの力を加えたとき、すべり台各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) 次に示す個所を20キログラムの力で引張ったとき、すべり台各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	<p>(1) はしご各踏み板及びおどり場それぞれについて、その中央部に60キログラムの力を3分間加え、各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(2) 滑走面を60キログラムの重錘を滑走させ、各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(3) すべり台を動かないように固定し、次に示す個所を20キログラムの力で引張ったとき各部に異状がないことを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(a) おどり場手すり (b) 滑走面手すり (c) はしご手すり (d) ちょうばん (e) おどり場のわく	(a) おどり場手すり (b) 滑走面手すり (c) はしご手すり (d) ちょうばん (e) おどり場のわく
4. 耐 衝 撃	4. はしご各踏み板、おどり場、滑走面、着地板に 3.6 キログラムの鋼球を 130 ミリメートルの高さから落下させ、各部に異状がないことを確認すること。	4. はしご各踏み板、おどり場、滑走面、着地板それぞれについて 3.6 キログラムの鋼球を 130 ミリメートルの高さから落下させ、各部に異状がないことを確認すること。
5. 含 水 率	5. 木材の含水率は、15パーセント以下であること。	5. 日本工業規格 Z 2102 (昭和 32 年) 木材の平均年輪幅、含水率及び比重測定方法により確認すること。 なお、電気的測定方法によってもよい。
6. 材 料	6. すべり台の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	6. 食品衛生法に基づく厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの規定に適合していることを確認すること。
7. 付 属 品	7. 付属品(取付け金具を必要としない着地板等をいう)は、すべり台の使用上の安全性を損なわないものであること。	7. 傷害を与えるようを突起、先鋒部、ぱり、めっきのびり等の有無とその材質及び機能等について、それぞれ目視及び触感により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

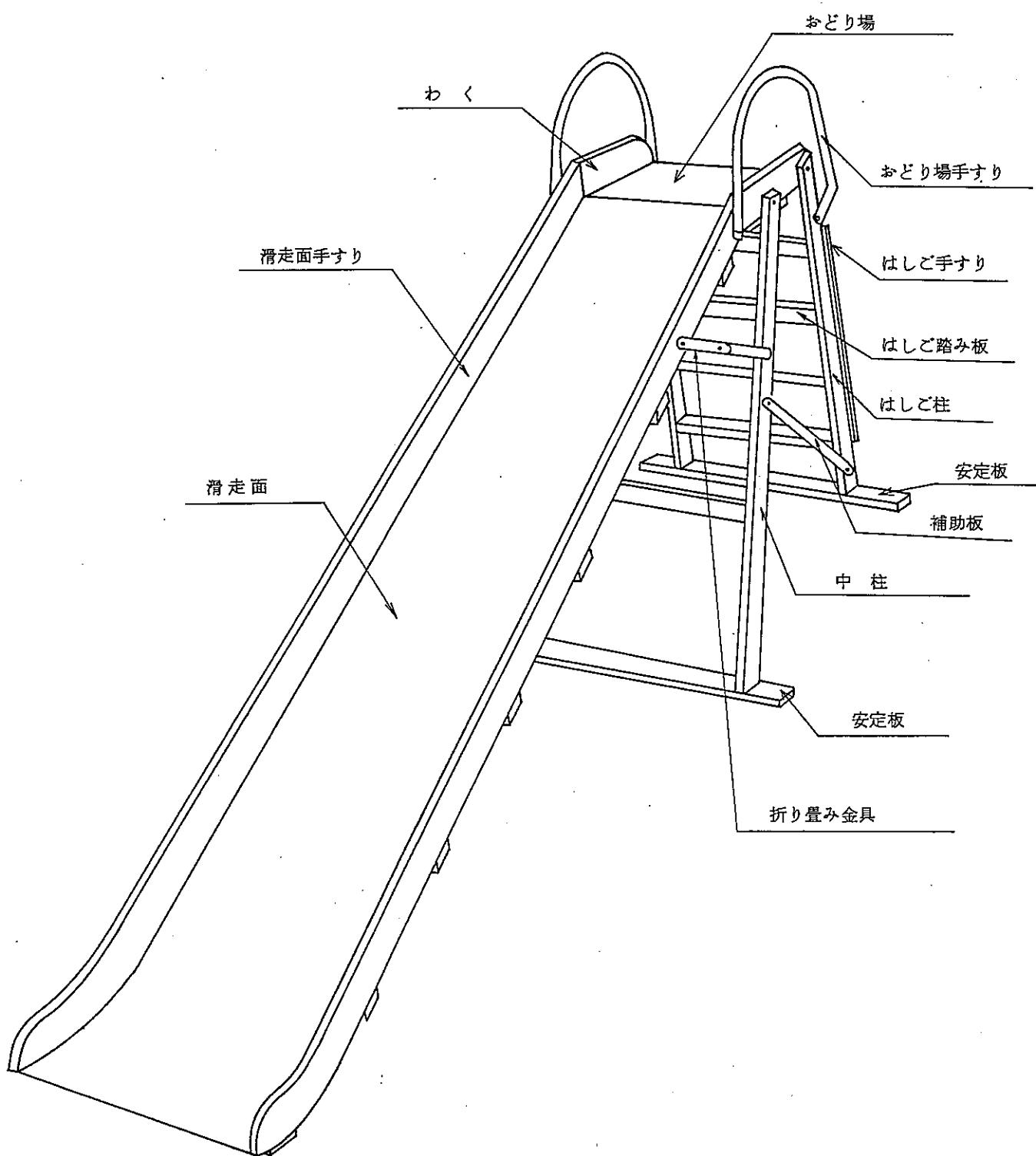
すべり台の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p>	1. 目視及び触感により確認すること。
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 組立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 部品及び付属品の一部が取り外されているすべり台は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>(a) 使用前には、各部に緩みなどないことを確認し使用すること。</p> <p>(b) すべり台はがたつかない水平、平たんな場所に設置して使用することとし、敷居、じゅうたんなど段差がある場所やストーブなど危険物の付近には絶対に</p>	2. 専門用語等が使用されず一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>設置しないこと。</p> <p>(c) 初めて使用する幼児は、保護者が使用上の注意を指導すること。</p> <p>(d) 同時に2人以上では使用しないこと。</p> <p>(e) すべり台を揺すったり、側面から登ったり降りたり、又、おどり場で暴れたり、滑走面に飛び降りたり駆け上がりたりなどしないこと。</p> <p>(f) すべり台を使用する年令範囲は、2才児から6才児までとする。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及びその住所。</p>	

すべり台の各部の名称

参考付図 1.



参考付図 2

